

栃木市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定による定例監査を、栃木市監査基準に準拠して実施したので、同条第9項の規定に基づき、結果の報告を次のとおり公表します。

令和7年3月27日

栃木市監査委員 福 地 武 司

栃木市監査委員 浅 野 貴 之

1 監査の種類 定例監査（財務監査及び行政監査）

2 監査の対象及び期間

(1) 総合政策部

総合政策課 秘書課 広報課 行財政改革推進課 デジタル推進課
危機管理課 カーボンニュートラル推進課
令和6年4月30日から令和6年5月27日まで

(2) 地域振興部

地域政策課 大平地域づくり推進課 藤岡地域づくり推進課
都賀地域づくり推進課 西方地域づくり推進課
岩舟地域づくり推進課 蔵の街課 スポーツ課 渡良瀬遊水地課
令和6年4月30日から令和6年5月28日まで

(3) 消防本部及び消防署

消防総務課 予防課 警防課 通信指令課 消防第1課 消防第2課
令和6年5月29日から令和6年6月27日まで

(4) 生活環境部

市民生活課 交通防犯課 保険年金課 環境課 クリーン推進課
人権・男女共同参画課
令和6年5月29日から令和6年6月28日まで

- (5) 会計課
令和6年7月31日から令和6年8月28日まで
- (6) 議会事務局
令和6年7月31日から令和6年8月28日まで
- (7) 選挙管理委員会事務局
令和6年7月31日から令和6年8月28日まで
- (8) 経営管理部
総務人事課 契約検査課 管財課 財政課 税務課 収税課
令和6年8月29日から令和6年9月27日まで
- (9) 寺尾財産区
令和6年8月29日から令和6年9月27日まで
- (10) 保健福祉部
福祉総務課 障がい福祉課 高齢介護課 地域包括ケア推進課
健康増進課
令和6年9月30日から令和6年10月28日まで
- (11) こども未来部
子育て総務課、こども家庭センター、保育課
令和6年9月30日から令和6年10月28日まで
- (12) 教育委員会事務局
教育総務課 学校教育課及びグローバル教育推進室 学校施設課
保健給食課 生涯学習課 文化課 美術・文学館課
令和6年10月30日から令和6年11月28日まで
- (13) 都市建設部
道路河川整備課及び治水対策室 道路河川維持課 都市計画課
市街地整備課 公園緑地課 建築住宅課 建築指導課
令和6年11月29日から令和6年12月25日まで

(14) 上下水道局

上下水道総務課 水道建設課 下水道建設課

令和6年12月26日から令和7年1月29日まで

(15) 産業振興部

商工振興課 観光振興課 農業振興課 農林整備課
産業基盤整備課

令和6年12月26日から令和7年1月30日まで

(16) 農業委員会事務局

令和6年12月26日から令和7年1月30日まで

3 監査の着眼点

- (1) 予算の執行は適正かつ効率的・効果的であるか。経費節減に努めているか。
- (2) 入札等の手続は適正かつ適切に行われているか。競争性は確保されているか。また、契約事務は適正で契約内容に不備はないか。
- (3) 公有財産、物品等の管理は適切に行われているか。
- (4) 現金の取扱いがある部署において、その保管、管理等が適切に行われているか。また、現金取扱いのルール、チェック体制等の内部統制が有効に機能しているか。
- (5) 内部統制としてのルール（(4)に掲げるものを除く。）は守られているか。組織的なチェックが適切に行われているか。ミスを事前に発見する仕組みそのものに不備はないか。ルールは目的を果たしているか。
- (6) 各地域間でばらつきのある事務事業について、均衡のとれた制度、統一的な基準を検討しているか。

4 監査の実施内容

事務事業の執行について、あらかじめ提出を求めた資料、関係帳簿類及び証ひょう書類につき閲覧及び突合の手続により点検及び確認を行うとともに、関係職員から説明を聴取し、質問を行うことにより実施した。

5 監査の結果

(1) 総合政策部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、基金台帳の整備の不備及び釣銭用現金の個人立替、その他の軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(2) 地域振興部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、契約書における履行期限の未設定及び長期継続契約に係る手続の不備その他の軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(3) 消防本部及び消防署

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(4) 生活環境部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(5) 会計課

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(6) 議会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(7) 選挙管理委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(8) 経営管理部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、契約手続における予定価格算出根拠の不備、私有車使用登録された車両に係る車検期間更新に伴う手続の瑕疵及び切手払出簿の不

整合その他の軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(9) 寺尾財産区

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(10) 保健福祉部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、切手払出簿の不整合及び資金前渡整理簿の未記載その他の軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(11) こども未来部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

また、保育所、認定こども園等に対する指導及びそれに係る体制について、事情を聴取し、指導を行った。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(12) 教育委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、文書の修正方法の不適切その他の軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭又は書面で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(13) 都市建設部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(14) 上下水道局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(15) 産業振興部

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。

(16) 農業委員会事務局

ア 総括

1 から 4 に記載したとおり監査を実施した限りにおいて、事務事業の執行はおおむね適正に行われていると認められた。

イ 指摘事項

指摘に該当する事項は認められなかった。

ウ 指導事項

重要な点において、指導に該当する事項は認められなかった。

なお、軽微な事務処理誤りについて、関係職員に改善及び修正を行うよう口頭又は書面で注意した。

エ 要望

要望する必要があると認められる事項は、口頭で助言したので事務事業を執行する上で参考にされたい。